

旧警戒区域でピアノ教室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、逸失利益並びに避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Xと被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### ・損害項目

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 営業損害（逸失利益）                    | 2, 767, 658円 |
| 期間 自 平成23年3月11日 至 平成25年8月31日      |              |
| (2) 営業損害（逸失利益）                    | 1, 660, 594円 |
| 期間 自 平成25年9月1日 至 平成27年2月28日       |              |
| (3) 電子ピアノ（〇〇製、〇〇）の購入費用            | 59, 800円     |
| (4) 電子ピアノ用椅子の購入費用（平成〇〇年〇月〇日付領収書分） | 9, 382円      |
| 合計 金                              | 4, 497, 434円 |

- 2 既払金の確認

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、営業損害（逸失利益）に係る賠償金として、合計金80万円を別途支払い済みであることを確認する。

（内訳）

- (1) 平成〇〇年〇月〇日付合意書に基づき、金45万円
- (2) 平成〇〇年〇月〇日付合意書に基づき、金20万円
- (3) 平成〇〇年〇月〇日付合意書に基づき、金15万円

- 3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、第1項記載の金4, 497, 434円から第2項の既払金を控除した残額である3, 697, 434円の支払い義務があることを認める。

- 4 支払方法

（省略）

- 5 清算

- (1) 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項（2）記載の

損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

- (2) 申立人と被申立人は、第1項(2)記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

#### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月13日

(仲介委員 山本卓也)